

郡	町	番地	西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
市	村		西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
郡	町	番地	西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
市	村		西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
郡	町	番地	西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
市	村		西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
郡	町	番地	西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
市	村		西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
郡	町	番地	西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
市	村		西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
郡	町	番地	西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで
市	村		西洋みつばち	月	日から
			日本みつばち	月	日まで

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入すること。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地及び号並びに必要に応じて緯度及び経度)を記入すること。
なお、地図の添付等でも可とする。
- 3 自家用とは、みつばちを小規模に飼育し、かつ、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の販売・譲渡を行わないこと。
- 4 次に掲げる事項について十分に内容を確認の上、届出すること。

(1) ほう群の配置調整、みつばちの防疫、農業被害の防止その他の養ほうの振興(以下「養ほうの振興」という。)に必要な範囲内において、記載された個人情報を利用することがある。

(2) 次に掲げる場合に、養ほうの振興に必要な範囲内において、記載された個人情報を第三者への提供することがある。

イ 法令に基づく場合又は市町村及び他の都道府県に提供する場合

ロ 県の管理監督の下、みつばち飼育者、関係機関等の協力が必要な場合(本人の同意がある場合に限る。)

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、ほう群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、ほう群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、みつばちの飼育を行うに当たっては、周辺のみつばち飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、ほう群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、みつばちの飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。